

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

明和町長

## 公表日

令和5年8月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療 事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律および三重県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき後期高齢者医療保険制度業務を実施資格管理に関する申請及び届出に関する事務、保険料の(期割)賦課・徴収に関する事務、被保険者証又は認定証の引渡しに関する事務、医療給付に関する申請の受付に関する事務、通知書の引渡しに関する事務及び前記に付随する事務、保険料の還付に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条 第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 第80、83の項  (別表第二における情報照会の根拠) 第82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民ほけん課
②所属長の役職名	住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民ほけん課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7116

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I. 5. ②所属長	長寿健康課長 小池 弘紀	長寿健康課長 菅野 由美	事後	
平成29年6月15日	II. 1対象人数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II. 2取扱者数	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I. 5. ①部署	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	I. 5. ②所属長	長寿健康課長 菅野 由美	福祉ほけん課長	事後	
平成30年8月31日	I. 8. 連絡先	長寿健康課	福祉ほけん課	事後	
平成30年8月31日	II. 1対象人数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II. 2取扱者数	平成29年5月31日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II. 2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV. リスク対策	(様式変更に伴う記載内容追加)	IV全体を新たに記載	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ①部署	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	I. 5. ②所属長の役職名	福祉ほけん課長	住民ほけん課長	事後	
令和2年10月16日	I. 7. 請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月16日	I. 8. 連絡先	福祉ほけん課	住民ほけん課	事後	
令和2年10月16日	II. 1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年10月16日	II. 2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二の82.83の項	番号法第19条 第8項 別表第二の80.82.84の項	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	II. 1対象人数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	II. 2取扱者数	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I. 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、明和町に住所を有する75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74歳)で障害のある者を対象として、健康の保持を図るための適切な保健サービスを受ける機会を与えられることを目的とする。	高齢者の医療の確保に関する法律および三重県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき後期高齢者医療保険制度業務を実施資格管理に関する申請及び届出に関する事務、保険料の(期割)賦課・徴収に関する事務、被保険者証又は認定証の引渡しに関する事務、医療給付に関する申請の受付に関する事務、通知書の引渡しに関する事務及び前記に付随する事務、保険料の還付に関する事務を行う。	事前	
令和4年3月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第8項 別表第二の80.82.84の項	番号法第19条 第8号 別表第二の80.82.83の項	事後	
令和4年6月17日	II. 1対象人数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	II. 2取扱者数	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第8号 別表第二の80.82.83の項	・番号法第19条 第8号(特定個人情報の提供制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)第80、83の項  (別表第二における情報照会の根拠)第82の項	事後	
令和5年7月7日	II. 1対象人数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	II. 2取扱者数	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	